

## 第21回裁判報告 次回11月9日（月）14:00～

### 注目の証人尋問が終わり、いよいよ次回最終弁論=結審へ

8月20日(木)14時から15時15分にかけて第21回裁判が開かれました。原告は21名が参加し、傍聴支援は北海道、福岡、東京、栃木などや生協労連中央からも含め、約100名が詰め掛け、84席の傍聴席は満杯となりました。原告134人を代表して、4人の原告本人尋問が行われ、それぞれのぎりぎりの生活実態と厳しい労働の実態が詳しく明らかにされ、裁判官も食い入るように証言に聞き入っていました。被告国からは、反対尋問らしきものではなく、むしろ「最低賃金がいくらになればいいと思うか」など、原告の主張を後押しするかの質問が繰り返しされる状況でした。

次回11月9日の22回裁判は最終弁論が行われ、裁判は結審となります。次回裁判は多くの支援者で裁判所を包囲し、年明け2-3月に予想される判決に向けて「公正判決を求めるはがき」の取り組みを行っていきます。ご支援よろしくお願ひします！

### 4人の最低賃金ぎりぎりで働く実態は「ゆとりも希望もない状態」

4人の証人尋問はそれぞれ20分ずつ、弁護士との1問1答で行われました。共通するのは、「食費を極限まで切り詰めている、貯蓄ができない、生活保護を受けなければ満足に病院にも行けない、年金等も含めて将来が不安。子供の将来が不安。」ということです。

- ① タクシードライバーの40歳の原告の収入は月額13万（年収150万程度）で、時間給にすると760円程度で最低賃金割れの実態を会社に訴え、先月2年になかのぼって55万の支払いがされた事実を証言しました。妻もパートの仕事で家計を支えるものの、今の最低賃金では家族4人（小中学生2人の子供）が生活できる水準とはとても思えないこと、将来の不安を訴えました。
- ② 最大手のファストフード店で17年働いても最賃の887円、兄も同じチェーン店で19年働いて887円という衝撃的な事実を証言しました。39歳の本人は「兄弟で実家にいるから生活できる。自立もできず将来、老後が不安」と語りました。
- ③ スーパーで働いて小中5人の子供を一人で育てるシングルマザーは時給の高い日祭日や夕方などに働かざるを得ず子供との時間も取れない中行き詰まり、生活保護を受ける経過を証言。「我慢させていた医者にもいかせられ、心の余裕ができた。しかし貯蓄もできず、経済的余裕は全くない。」と訴えました。
- ④ 4年前原告になって以降、結婚し2人の子供が生まれた34歳男性は、今も2ヶ所で保育士として働くが、それぞれ4年間で20円アップし940円、17円アップで910円となったものの妻が病気がちで家事育児の必要があり長時間働けず、生活保護を受給している状態。家電製品など全く買い換える余裕がなく、何よりも子供の将来が不安と語りました。

